

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K00007

研究課題名（和文）近代日本における人格概念受容とその徳倫理的背景

研究課題名（英文）The acceptance of the concept of person in modern Japan and its virtue ethics background

研究代表者

後藤 弘志（GOTO, HIROSHI）

広島大学・人間社会科学研究科（文）・教授

研究者番号：90351931

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：中国語にも日本語にも対応語を見出すことのできないPerson概念受容の困難さは、それが神学的次元を持ち、「人間」概念とは内包と外延を異にすることにある。その訳出には中国における洋書漢訳と、日本における蘭学・英学という二つのルートがある。この両者が幕末・明治の日本において合流し、最終的に「人格」という訳語として定着する。本研究は、この二つのルートうち、中国における漢訳洋書第二期の英華辞典類と、第三期の『万国公法』におけるPerson関連訳語を系統的に比較分類し、現代の法律用語にその痕跡を見出すとともに、神学的次元をも加味した「人格」という訳語の成立までの道のりのはるかに遠いことを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

西洋思想の根幹をなしながら、中国語にも日本語にも対応語を見出すことのできないPerson概念の受容の経緯を、日本の西洋学術用語翻訳導入に影響を及ぼしたとされる中国の漢訳洋書や日本の蘭学・英学の系譜にまで遡って詳細に辿った研究は皆無である。また本研究の意義は、同概念受容の疑似身分制的/徳倫理的な土壌に着目したことにある。その出口は、こうした受容のために日本の哲学界は先の戦争を準備促進した、あるいはそれに歯止めをかけることができなかつたのではないかと、さらには戦後においても、建前としての啓蒙主義的政治文化の定着の陰で負の影響が及んでいるのではないかについての反省的考察の材料を提供することにある。

研究成果の概要（英文）：The difficulty in accepting the concept of person, for which no counterpart can be found in Chinese or Japanese, is that it has a theological dimension and differs from the concept of 'human being' in its intention and extension. There are two routes for its translation. The Chinese translations of Western books in China and the Dutch and English studies in Japan. The two merged in Japan at the end of the Edo period and during the Meiji era and eventually became established as the translation of the word 'Jinkaku'. This study systematically compares and categorises the translations of the term person in English-Chinese dictionaries in the second phase of Chinese translations of Western Books and that in "International Law" in the third phase of Chinese translations, and finds traces of the term in modern legal terminology. The results also showed that here is still a long way to go before the term 'Jinkaku' as a translation with theological dimensions is established.

研究分野：倫理学

キーワード：人格 徳倫理学 洋書漢訳 英華辞典 万国公法 戦争責任

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究の着想に至った経緯と準備状況

研究実施者は本研究期間開始までに、フッサールらの現象学的人格主義が持つ徳倫理学意義を解明して来た。またそれと並行して、カントの形式主義的/原子論的人格の自律論のオールターナティブとして、ヘーゲルにおける相互承認に基づく関係主義的な人格論に依拠して生命倫理学を提唱する M.クヴァンテと共同研究を進めてきた。この背景から応募者は、T. H. グリーンの人格概念に依拠して進行した日本の近代化期における人格概念の受容史を関係主義的・徳倫学的観点から辿り直すという課題に突き当たった。この観点は、T. H. グリーン自身の人格概念が有するものであり、ここから、中島力造や井上哲次郎、さらには井上円了、紀平正美、吉田熊次らのグリーン倫理学に対するスタンスを解明することを通じて、明治 20 年代以降の日本における倫理学の思想地図を、グリーン徳倫理学をベンチマークとして描き直すという構想に至った。

(2) 関連する国内外の研究動向と本研究の位置づけ

訳語の成立史を含む人格概念受容史に関する既存の研究としてまず挙げるべきは、佐古純一郎『近代日本思想史における人格概念の成立』(1995)だが、思想史的考察としての深みと有機的まとまりを欠いている。T. H. グリーンの自己実現説については、行安茂の業績群、新谷賢太郎(1962)によるグリーン受容史的な確かな整理、国民道徳論議における人格概念の意義を扱った佐々木英和(2008)他の先行研究がある。江戸期以来の修養主義ならびに大正昭和期の教養主義に関しては、筒井清忠『日本型「教養」の運命』(1995)、渡辺かよ子(2001)、竹内洋『教養主義の没落』(2003)の歴史社会学的研究などが挙げられる。明治期における近代的国民形成という課題に際しての、経世の教義としての儒教から教養としての儒教への転換については、中村春作「「国民」形象化と儒教表象」(2003)がきわめて示唆的である。

しかしながら第一に、従来の研究は、明治期の思想を一貫する「国家主義」、この意味で【関係主義】という第一列におけるという共通特徴と、その下位となる第二列における【原子論→関係主義→原子論】という展開との重層性を明確に方法化して貫徹したとは言い難い。たとえば、カント永遠平和論の紹介者として知られる朝永三十郎の国際平和論をその「個人」概念から構成し直した芝崎厚士『近代日本の国際関係認識—朝永三十郎と『カントの平和論』』(2009)の秀逸な論考も、この重層性という観点に立って関係主義的に補正される必要がある。

第二に、明治 20 年代以降の人格概念受容において、グリーンの関係主義的人格論が様々な陣営から利用(誤用)されたことについては、すぐ上で挙げた研究者たちが指摘するとおりである。しかしながら、グリーン的人格論が《徳倫理学》への転換を志向していたという倫理思想史上の意義、そして、これこそが井上・中島の求めたグリーンと伝統的思想との親和性の本質をなしていたという解釈の可能性は、先行研究が看過して来た観点である。グリーン自身によるカント倫理学の関係主義的解釈が、近代日本におけるカント理解と倫理学全般の展開に及ぼした影響を考慮すれば、この観点は、明治 20 年代におけるグリーン導入期のみならず、大正教養主義の原理としての人格概念の理解にとっても不可欠である。

2. 研究の目的

本研究は、日本近代初頭における人格概念の受容史を、第一期：明治 20 年代における訳語の確立まで、第二期：明治 30 年代から大正期における国民道徳論と教養主義との対立、第三期：戦時期昭和における国体論、教養主義、マルクス主義の対立という三つの時期に分け、《近代的個人および国民の形成》という新たな時代の要請と、受け皿としての《徳倫学的土壌》という二つの観点を横軸としながら、とくに第一期と第二期に焦点を当てて再構成することを目的とする。

国家存亡の危機にあった日本の近代化期において、「人格」概念は、《近代的個人および近代的国家が必要とする国民の創設》という機能を託された重要概念の一つである。その受容は西周らによる国際法の翻訳に始まり、明六社、さらには中江兆民ら民権派の思想的拠り所(スマイルズ、J.S.ミルら)として、明治初頭における【原子論的モデル】(社会を普遍的/形式的個人に還元/再構成可能なものと見なす構想)の普及に寄与した。明治 20 年代になると、この原子論的モデルを個人主義的・功利主義的として批判して、英仏思想からドイツ理想主義への転回を推進し、また「人格」という訳語確定に決定的に寄与した井上哲次郎・中島力造らの国民道徳論において、歴史社会的に文脈化された人格概念に定位する【関係主義的モデル】(英国新カント派 T.H. グリーンの自己実現説)がこの課題を担うことになり、カントの原子論的人格論を継承する大西祝との間で激しい対立を引き起こす。次に、日清・日露戦争を経て近代国家建設という目標が一定程度達成された明治 30 年代後半から大正期になると、個人の内面性へと関心が移行し、主に新カント派の人格主義を背景にした教養主義が成立する。【原子論的モデル】の復活である。さらに、大正教養主義との連続と断裂の上に興隆したマルクス主義が弾圧されるに至ると、社会問題を視野に入れた昭和教養主義が戦時下文化人の精神的避難所の役割を演じる。

本研究ではまず、訳語確定時期に至るまでの **Person** 概念について、人間一般の役割という形式主義的・普遍主義的立場(カント)と、歴史社会的文脈において具体化された役割という歴史主義的・特殊主義的立場(ヘーゲル、グリーン)という対立軸を設定し、後者を日本の近代化期における個人と国家の関係理解の共通特徴として規定する。その際、《本務/本分/職分》概念に着目して、人格概念受容の徳倫理学的背景を解明する。

次に、この共通特徴を第一列とし、その下に第二列として個別特徴を典型的に描き出す。すなわち、朝永三十郎、紀平正美、阿部次郎、渡邊徹ら明治 30 年代後半から大正期の代表的な人格論者を、グリーン徳倫理学受容史の観点から、【原子論 関係主義】という尺度の上に位置づける。この作業を通して、個人と国家の関係理解に関する第一期と第二期の異同を定式化する。

以上の語源学的・文献学的研究の出口は、**Person** 概念の疑似身分制的、その意味で徳倫理的な受容が、先の戦争を準備促進した、あるいは少なくとも、歯止めをかけることができなかったこと、さらにはそのように理解された **Person** 概念が戦後においても、建前としての啓蒙主義的政治文化の定着の陰で負の影響を及ぼしていることについての反省的考察にある。

3. 研究の方法

この研究目的を達成する上で重要な視点が二つある。

第一は、原子論的か関係主義的かを問わず、明治期の思想を一貫する「国家主義」(この意味で関係主義)という特徴の存在である。明治初頭の原子論的モデルもその基調においては関係主義的であり、大正期に復活した原子論的モデルも、明治 20 年代の関係主義的転回を経由し、江戸期以来の修養論の延長上にある教養主義の原理として、やはり関係主義的要素を内蔵している。したがって、上の歴史的展開を整理するには、第一列における【関係主義】という共通特徴と、第二列における【原子論→関係主義→原子論】という変遷との二段構えによる考察が必要である。

第二に、この第一列、第二列の理解と整理のために、【徳倫理的】観点が不可欠である。明治 20 年代以降の人格概念受容において、グリーンの関係主義的人格論は様々な陣営から多様に解釈された。たとえば井上、中島がグリーン的人格論を援用した理由は、近代以前の伝統的思想(儒教・仏教・神道)とグリーン思想との親和性にあったが、このことは、カントの原子論的・形式主義的人格論に比して、グリーン的人格論が《徳倫理学》への転換を志向していたという倫理思想史上の意義を踏まえてこそ、正当に追理解可能である。井上、中島にとって儒教の「修己治人」説を連想させたであろうカントの定言命法「自他の人格を目的として扱うべし」にこそカント倫理学の本質があるとしたグリーン倫理学は、第二列におけるその思想史的影響が後退しても、第一列において、現在においてもなお、この国の徳倫理的な社会状況と共鳴し合っている。

この二つの視点を踏まえ、本研究の第一段階では、「理性を持った個体である」という **Person** の基本的定義に従って、**Personality** 概念には《普遍的人格性》および《個性》という二つの意味が帰属する。本研究の第一段階では、この二義性を踏まえて、上記の時代区分の第一期における人格概念の訳語選定の意図を一層明確化するために、**Person/Personality** 概念と強い関連を持つ二つの概念 **Character** と **Dignity** の訳例に注目する。そしてこれら三つの概念に、「人品」・「品格/品性」・「品位」という、いずれも人格の《個性》の側面を指し示す類似した訳語が当てられた意味を、普遍的/形式主義的人格理解に対する歴史社会的に文脈化された人格理解の重視に見出す。

次に、この個別的側面の重視の意味を押し量るため、「仮面」を語源に持つとされる人格概念に本来的に属する「役割」概念に着目して、人間一般の役割という形式主義的・普遍主義的立場(カント)と、歴史社会的文脈において具体化された役割という歴史主義的・特殊主義的立場(ヘーゲル、グリーン)という対立軸を設定する。その上で、問題の個別性重視の中に、後者の立場、換言すれば、具体的役割の担い手としての関係主義的人格理解への志向を読み取り、それを日本の近代化期における共通特徴として規定する。さらに、この背景に、とりわけ漢学的素養を基礎とした《徳倫理的な土壌》があったというテーゼを立ててその妥当性を検証する。さらに、このテーゼを補強するため、井上・中島ら国民道徳論者や国体論者のみならず、リベラルな思想家たちにも広く共有された《本務/本分/職分》概念に着目する。これらの、**duty/Pflicht/devoir** の訳語として当時しばしば法的義務と区別して道義的義務の表現として用いられた疑似身分制的役割概念は、今日では倫理学的基礎概念としての使命を完全に喪失したと言えるが、本研究はこれらの概念を、当時の関係主義的・徳倫理的な人格概念理解の表出として位置づけ、この人格理解を明治(さらには大正)期に共通する第一列の思想特徴として規定する。

さらに、第二列における思想展開に焦点を当て、とくに上記の時代区分の第二期に当たる明治 30 年代後半から大正期の代表的な人格論者である朝永三十郎、紀平正美、阿部次郎、渡邊徹の思想を、第一期の思想特徴との異同も勘案しながら、【原子論 関係主義】という尺度の上に位置づける。それと同時に、彼ら的人格論の形成に際して参照されたヴィンデルバント、ヘーゲル、リップス、ロツツェ、シュテルンらの本来の思想が、意識的であれ無意識であれ、【原子論 関係主義】という同じ尺度の上で正方向あるいは逆方向に読み替えられた可能性も考慮しつつ、各人格論をより詳細に特徴づける。

4. 研究成果

令和元年度においては、**人格** という訳語の選定および定着の歴史的源流を探った。日本国内で言えば蘭学とそれに続く英学時代の翻訳書および辞書類の編纂と、中国では、漢訳洋書および諸種の英華・華英字典の出版という二つの源流が日本で合流し、その後、その他の和製学術漢語とともに中国に逆輸入されることになる。このうち、論文「英華字典に見る人格関連訳語」では、中国における洋書漢訳の第二期（プロテスタントの最初の宣教師ロバート・モリソンが中国に上陸した 1807 年から 19 世紀末まで）に、プロテスタント宣教師たちの手によって成立し、日本における学術用語翻訳へも影響を与えた以下の五つの英華字典における **Person** および **Person** に関連する訳語の系統的比較を行った。

モリソン『中国語字典』(1815-23): Morrison, Robert, *Dictionary of the Chinese Language, in Three Parts*. とくに第三部（英華の部）

ウィリアムズ『英華韻府歴階』(1844): Williams, Samuel Wells, *An English and Chinese Vocabulary, in the Court Dialect*.

メドハースト『英華字典』(1847-48): Medhurst, Walter Henry, *A Chinese and English Dictionary: containing all the words in the Chinese imperial dictionary, arranged according to the radicals, vol. 1-2*.

ロブシャイト『英華字典』(1866-69): Lobscheid, William/Wilhelm, *English and Chinese dictionary: with the Punti and Mandarin pronunciation, vol. 1-4*.

ドーリトル『英華萃林韻府』(1872): Doolittle, Justus, *Vocabulary and Hand-B Book of the Chinese Language: Romanized in the Mandarin Dialect*.

その結果、モリソンでは **Person, an individual man or woman** となっていた言い換えがメドハーストでは消滅し、その後、ロブシャイトでは **Person, an individual human being** 一個人、ドーリトルでは **Person, or individual** として復活することを確認した。これを「一位人」という訳語を起点に整理すると以下のような解釈が得られた。すなわち、この語は、モリソンとウィリアムズでは親字の漢訳語として使われている（ロブシャイトが親字に当てた「一個人」も類義で使用されていると考えられる）。これに対してメドハーストは、ウィリアムズが親字としていた **Person, a** 一位人 を用例の位置に引き下げ、これにロブシャイトと同じ「一個人」という訳語を、そして、親字 **Person** には **身・位** という訳語を当てている。このような錯綜した事態にもかかわらず、これらいずれの辞書においても **Person** が「一人の人」の意味で理解されていること、そしてその個別化の原理として機能しているのが、**身/躬** であること、さらに言えば **Person** と **身** が言い換え可能なほど緊密な関係において理解されているのである。

令和 2 年度においては、これに続けて、中国における漢訳洋書第三期（アヘン戦争により日本に先んじて西洋に直面した清朝廷が同文館を設立した 1862 年以降）に出版された書籍の内、Henry Wheaton（ホイートン）著の *Elements of International Law (Philadelphia 1836 初版)* を、アメリカ人宣教師 W. A. P. Martin（中国名は丁韪良）が翻訳出版した『万国公法』における **Person** 関連訳語を調査・整理した。本訳書は同時期に漢訳された文献のうち、人文系の書物としてほぼ唯一と言えるもので、刊行後ただちに日本にも紹介され、本邦の学術用語の翻訳に影響を与えたことが知られている。そこで、論文「漢訳『万国公法』(1864)における **Person** の翻訳」において、ホイートンの原書における **Person** 関連語の用例をベースに、マーチンの漢訳『万国公法』（以下、漢訳と表記）最も早い和訳として、堤殻士志訳『万国公法訳義 第 1 巻 第 2 巻』（御用御書物製本書版、1868 年）、原文からのほぼ全訳である大築拙蔵訳『恵頓氏万国公法』（司法省、1882）における訳例を分類し、その変遷を辿った。その際、以下を対応関係の整理の方針とした。漢訳では、**Anvertisement to the first Edition** や注は完全に欠け落ちている。また、本文中においても、対応箇所が部分的に抜け落ちていたり、節の途中で訳出が終わっているなどの箇所がある。それゆえ、こうしたそっくり欠落している部分は除き、原則として、**Person** 関連語が明示的に訳出されている箇所、および抄訳・意識・省略されてはいるが、原文との対応関係を確認できる箇所のみを検討の対象とする（ただし、漢訳は欠落しているが堤訳や大築訳が参考になる箇所では、「欠落」として列挙する）。堤訳は漢訳の第二巻（原文 184 頁 11 行目、第二部第二章 14 節）までの部分訳である。訳出された各節にも欠落部分が多々ある。そこで、堤訳で訳出されなかった部分については列挙せず、訳出された範囲に部分的「欠落」がある場合はそれとして記す。大築訳にも端折られた部分がある。第一部第二章 23 節途中（原書 67 頁 12 行目）から同節末まで、第二部第二章 17 節途中（原文 197 頁 10 行目）から章末まで、第三部第一章 17 節途中（原文 293 頁 22 行）から節末までである。この部分は「欠落」と表記するという方針である。その結果、おおよそその用例を、**身体/身柄**、**物件/財産** に対する**人格/身体**、**人的**、**对人(的)**、**個人的に・自ら**、**人格権・人的権利**、**資格・地位・法的身分・適格性** に分類できることを明らかにした。そして、これらの訳語が、英華辞典類における訳語を部分的に引き継ぎ、さらに堤訳、大槻訳などによって取捨選択されつつ、今日の日本の法律用語にまで保持されていることを確認した。その一方で、宣教師の手になる訳書であるにもかかわらず、**Person** を **human being** から区別する神学的含意が漢訳語には反映されていないこと、こうした次元を踏まえて明治初頭の日本において **Person** に様々な訳語が当てられ、それが訳語「人格」に収斂していくことになるその道程のはるかに遠いことを示すことができた。

令和 3 年度においては、一転して、**Person** 関連訳語の語源的・文献学的調査を柱とする本研究計画の出口にあたる主題と取り組んだ。すなわち、集合的責任概念に、戦後世代の戦争責任の理論的根拠を探る一方で、戦後日本における戦争責任論において、戦前戦後の国民あるいは民族の人格同一性に依拠する「裏返しになった全体主義国家の責任論」やその類似のバリエーションが根強いことを問題視し、その克服の手立てとして、人格同一性と人格非同一性の中間領域に、戦後世代が単なる戦後補償の主体にとどまらず、象徴的謝罪というかたちでの責任主体となり得る理論的可能性を示した。さらには、同時にこれが、被害国の後続世代と加害国の後続世代の感情のずれの論理的分析という側面も持つことから、両国民が 被害と加害の重層性 を自覚した反省的記憶を紡ぎだすための手掛かりになることをも示した。その成果は **Person** 概念の徳倫理学的受容について、ヘーゲル的人格理解の観点から助言を受けたミュンスター大学のクヴァンテとともに開催した国際ワークショップ〈記憶〉(2021.12.6-7)において発表し、論文「責任のための/責任としての記憶：戦後世代の戦争責任」として取りまとめた。

令和 4 年度においては、クヴァンテとの共同研究の一つの成果として、クヴァンテの自選論文集(2000年~2020年)を編集し、『人間の人格性と社会的コミットメント』(2023年2月、リベルタス出版)として刊行した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 後藤弘志	4. 巻 23
2. 論文標題 責任のための/責任としての記憶 : 戦後世代の戦争責任	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ぶらくしす	6. 最初と最後の頁 19-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15027/52229	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 後藤弘志	4. 巻 22
2. 論文標題 漢訳『万国公法』におけるPersonの翻訳	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ぶらくしす	6. 最初と最後の頁 35-60
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15027/50887	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤弘志	4. 巻 21
2. 論文標題 英華字典に見る人格関連訳語	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ぶらくしす	6. 最初と最後の頁 73-89
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15027/48976	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 後藤弘志
2. 発表標題 語用論的戦争責任論 : 加害と被害の重層性の観点から
3. 学会等名 第27回広島大学応用倫理学プロジェクト研究センター例会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 後藤弘志
2. 発表標題 責任のための/責任としての記憶 : 戦後世代の戦争責任
3. 学会等名 広島大学・ミュンスター大学国際ワークショップ 記憶
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 M. Quante, H. Goto, T. Rojek, S. Segawa	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Mentis Verlag	5. 総ページ数 327
3. 書名 Der Begriff der Person in systematischer wie historischer Perspektive : Ein deutsch-japanischer Dialog	

1. 著者名 ミハエル・クヴァンテ著、後藤弘志編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 リベルタス出版	5. 総ページ数 328
3. 書名 人間の人格性と社会的コミットメント	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 広島大学・ミュンスター大学国際ワークショップ 記憶	開催年 2021年～2021年
-------------------------------------	--------------------

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------